

別表第 15 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
平成 31 年 1 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日分	経営支援融資制度	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
		産振 7 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.49	2.00	
			0.46	1.80	
			0.40	1.60	
			0.35	1.35	
			0.30	1.10	
			0.26	0.90	
			0.21	0.70	
			0.16	0.50	
			0.12	0.50	
			※0.30	※1.35	
		特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
0.22	1.00				
0.18	0.80				
0.13	0.60				
0.11	0.45				
※0.25	※1.15				
産振 10 (経営力強化保証・責任共有)	0.42		1.75		
	0.39		1.55		
	0.34		1.35		
	0.30		1.15		
	0.25		1.00		
	0.22		0.80		
	0.18		0.60		
	0.13		0.45		
	0.11		0.45		
	※0.25		※1.15		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率	
			区分	%	%	
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	経営支援制度融資 安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	産振 10	0.42	2.00	
			(経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.39	1.80	
				0.34	1.60	
				0.30	1.35	
				0.25	1.10	
				0.22	0.90	
				0.18	0.70	
				0.13	0.50	
				0.11	0.50	
			※0.25	※1.35		
			特別 A	0.25	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.25	0.76	
	特別 E	0.25	0.80			
	特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	
	経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
				0.36	0.60	
				0.21	0.45	
				特別 A	0.40	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
	小規模企業融資		(7年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75	
				0.40	1.55	
0.35				1.35		
0.30				1.15		
0.26				1.00		
0.21				0.80		
0.16				0.60		
0.12				0.45		
特別 A				0.30	0.90	
特別 B				0.55	1.14	
特別 C	0.50	1.06				
特別 D	0.30	0.76				
特別 E	0.30	0.80				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	経営支援制度融資	小規模企業融資 (10年)	産振 10	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.25	0.76	
			特別 E	0.25	0.80	
			小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20
	1.14	2.00				
	1.02	1.80				
	0.90	1.60				
	0.74	1.35				
	0.59	1.10				
	0.55	0.90				
	0.50	0.70				
	0.30	0.50				
	特別 A	0.40			0.90	
	特別 D	0.40			0.90	
	特別 E	0.40			0.80	
	流動資産担保融資	流動資産担保			0.36	0.68
	下請経営安定融資	特殊			1.01	1.62
					0.91	1.49
			0.80	1.32		
			0.70	1.15		
			0.57	0.98		
			0.44	0.85		
			0.40	0.68		
			0.35	0.51		
			0.22	0.39		
			季節融資	短期	1.17	1.90
	1.04	1.75				
	0.92	1.55				
	0.80	1.35				
	0.64	1.15				
	0.50	1.00				
0.45	0.80					
0.40	0.60					
0.25	0.45					
特別 A	0.40	0.90				
特別 D	0.40	0.76				
特別 E	0.40	0.80				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	特別融資制度	産業振興計画推進融資 (7年)	産振7	0.49	1.90	
				0.46	1.75	
				0.40	1.55	
				0.35	1.35	
				0.30	1.15	
				0.26	1.00	
				0.21	0.80	
				0.16	0.60	
				0.12	0.45	
				特別A	0.30	0.90
				特別B	0.55	1.14
				特別C	0.50	1.06
				特別D	0.30	0.76
				特別E	0.30	0.80
			(10年)	産振10	0.42	1.90
		0.39			1.75	
		0.34			1.55	
		0.30			1.35	
		0.25			1.15	
		0.22			1.00	
		0.18			0.80	
		0.13			0.60	
		0.11			0.45	
		特別A			0.25	0.90
		特別B			0.55	1.14
		特別C			0.50	1.06
		特別D			0.25	0.76
		特別E			0.25	0.80
			南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90
		0.31			1.75	
		0.27			1.55	
		0.24			1.35	
		0.20			1.15	
0.18	1.00					
0.14	0.80					
0.12	0.60					
0.11	0.45					
特別A	0.20	0.90				
特別B	0.55	1.14				
特別C	0.50	1.06				
特別D	0.20	0.76				
	中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般			1.07	1.90
0.94			1.75			
0.82			1.55			
0.70			1.35			
0.55			1.15			
0.46			1.00			
0.42			0.80			
0.36			0.60			
0.21			0.45			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	
		区分	%		
平成31年1月1日(平成31年3月31日分)	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.10	0.76
	産業活性化融資	一般		1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
				0.10	0.90
				0.55	1.14
				0.50	1.06
				0.10	0.76
				0.10	0.80
	創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	
	創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	
事業再生計画実施支援融資	サポート(責任共有)	0.20	0.80		
	サポート(責任共有対象外)	0.20	1.00		
災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
			0.31	1.75	
			0.27	1.55	
			0.24	1.35	
			0.20	1.15	
			0.18	1.00	
			0.14	0.80	
			0.12	0.60	
			0.11	0.45	
				0.20	0.90
				0.55	1.14
				0.50	1.06
				0.20	0.76
				0.20	0.80
	災害対策特別融資	一般		0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
			0.00	0.80	
			0.00	0.60	
			0.00	0.45	
			0.00	0.90	
	0.00	1.14			
	0.00	1.06			
	0.00	0.76			
	0.00	0.80			

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 11 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。  
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 12 別表第 15 の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
  - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
  - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
  - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者